

中小企業の新たな 取り組み（経営革新） を支援します!!

経営革新計画の承認申請のしおり

～中小企業等経営強化法～

平成30年5月

島根県

中小企業等経営強化法に基づく**経営革新計画の承認申請**の手続きに当たっては、中小企業庁が作成配布しているパンフレット「**今すぐやる経営革新**」を参考にしてください。

なお、島根県における承認までの流れ、独自の支援施策、連絡先等、**島根県独自の部分について本しおりに記載**しておりますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

1. 計画承認までの流れ

最寄りの相談窓口への相談

- まず**最寄りの相談窓口**（最寄りの商工団体等）へ**お気軽にご相談**ください。詳しい連絡先については、このしおりの最終ページをご覧ください。
- ビジネスプラン(経営革新計画)の作成には、**様々なお手伝い**ができますので、上記の相談窓口へ**早めのご相談をお勧め**します。

必要書類の準備 ・作成

- 経営革新計画を作成されたら、申請書類を作成してください。
- 支援施策のご利用に当たっては、**計画作成と並行**して、各支援施策実施機関と**事前に十分な協議**を行ってください。特に、外部からの資金調達（融資等）をご利用になる場合は、**資金調達先と必ず事前に協議**しておいてください（計画承認における審査事項になります。）

申請書の提出

- 計画承認申請書に必要な添付書類を添えて、県の担当窓口（最終ページ参照）に提出してください。

県知事の審査・承認

- 県の担当者が計画内容等のヒアリングを行います。
- 計画内容の審査後、承認された場合には、**承認通知書が交付され、各種の支援施策のご利用が可能**となります。
- なお、審査には**ヒアリング等の時間**を要しますので、融資等のご利用を予定される場合は、融資等の日程に間に合うよう**早めの申請準備**をお願いします。

計画の実行、支援施策の利用

- **各支援施策実施機関による審査**を経た上で、支援施策等が決定されます。
- 計画を実行しながら進捗状況の把握を行い、**PDCA サイクル**（Plan：計画、Do：実行、Check：検証、Action：改善）の定着に努めてください。

進捗状況の確認 その他

- 計画開始後、フォローアップのために、進捗状況調査等が行われます。
- 実行後の状況により**計画の中止や変更等が生じた場合は、所定の手続きが必要**となりますので、県の担当窓口や最寄りの相談窓口（最終ページ参照）へご相談ください。

2. 申請書類の書き方、添付書類等

(1) 申請書の作成

島根県版の申請様式がありますので、**必ず、県中小企業課ホームページから最新の申請様式をダウンロードして記入**してください。電子媒体や紙での提供も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。

申請書ダウンロード（県中小企業課ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shinjigyo/shinseisho.html>

(2) 記入上の注意

一般的な記載方法・注意事項については、**国パンフレット「今すぐやる経営革新」**をご覧ください。県や商工団体等の窓口で配布しています。郵送も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）よりダウンロードも可能です。

国の様式第9は県の様式第1、国の様式第10は県の様式第2に読み替えてください。

補足の注意事項は以下のとおりです。

① 様式第1（承認申請書）、様式第2（変更承認申請書）

- ・ 住所地は、法人の場合：**登記上**の本店所在地、個人の場合：**住民登録**の住所地（※事業所所在地ではありません）を記載してください。
- ・ **必ず連絡担当者欄を記入**してください。
- ・ **メールアドレスも極力記入**してください。経営革新に関する県からの様々な情報提供を、メールにて行う場合があります。なお、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

② 別表2（実施計画と実績）

- ・ 評価基準は**数字で客観的に評価**できる基準（例：売上高、生産数量、稼働率、不良率、新規顧客数…）が望ましく、主観的な基準（例：役員の評価…）は避けてください。

③ 別表3（経営計画及び資金計画）

- ・ **民間リース、産業振興財団の設備貸与制度**を利用される場合、⑯資金調達額の欄では、**総額を「その他」欄に記載**してください。
- ・ **各種補助金**を利用される場合、**補助金額を「その他」欄に記載**してください。

④ 別表4（設備投資計画及び運転資金計画）

- ・ 設備投資額については、機械設備だけでなく、**土地、建物等も記載**してください（いわゆる「設備資金」の対象となるものとお考えください）。
- ・ 別表4に計上されている必要資金額に対応するものが、別表3の資金調達額にもれなく計上されているか、金額、時期等の**整合性を確認**してください。

⑤ 別表6（関係機関への連絡希望）

- ・ 計画作成等に関与した**支援機関等**を連絡希望先を含むようにしてください。
- ・ 一覧にない機関への連絡も可能ですので、適宜、欄を追加して記載してください。

⑥ 別表7（事例集等作成のお願い）

- ・ **県のホームページ上で承認事例の一般公開（「承認テーマ」程度の概要のみ）**を行いますので、それを念頭に置いて公開区分を記入してください。

(3) 提出書類

一般的な提出書類・注意事項については、国パンフレット「今すぐやる経営革新」をご覧ください。
補足の注意事項は以下のとおりです。

① 添付書類

区分	必要書類	備考
法人	法人登記事項証明書又は定款の写し	可能な限り登記事項証明書を添付してください（コピーでも可）
	直近2期分の決算書	
個人	直近2期分の所得税の確定申告書の写し	

※ 変更承認申請の場合は、変更の内容に応じて異なりますので、県の担当窓口等にご確認ください。

② 参考資料

以下の資料は義務ではありませんが、審査における参考としたいので、可能な範囲内で添付をお願いします。

- ・ 企業概要（企業パンフレット、営業報告書等）
- ・ 直近の月次試算表
- ・ 新たな事業活動内容のイメージ図、具体的計画書、収支計画表等の参考資料
- ・ 設備投資がある場合、土地、建物、設備等の内容が分かるもの（図面、見積書、パンフレット等）

3. 支援施策について

以下の施策が用意されています。国パンフレット「今すぐやる経営革新」に紹介されているものは施策内容を記載していませんので、詳細は国パンフレットをご覧ください。

太字のものは、**島根県独自の施策**です。

なお、計画の承認は、各支援施策の実行を保証するものではありませんので、**計画承認申請の準備と並行して、各施策実施機関へ事前に十分な協議**を行ってください。

区分	施策名	全国/県
融資	① 信用保証の特例	全国
	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県独自
	③ 政府系金融機関による低利融資制度	全国
	④ 高度化融資制度	全国
	（⑤ 小規模企業設備資金貸付制度の特例）	実施せず
	⑥ 設備貸与の特例	県独自
投資	⑦ 起業支援ファンドからの投資	全国
	⑧ 中小企業投資育成株式会社からの投資	全国
補助	⑨ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県独自
	⑩ 事業承継新事業活動支援助成金	県独自
	⑪ ものづくり企業連携支援事業	県独自
販路	⑫ 販路開拓コーディネート事業	全国
	⑬ 中小企業総合展への出展	全国
特許	⑭ 特許関係料金減免制度	全国
海外展開	⑮ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	全国
	⑯ 貿易保険法の特例	全国
	⑰ 中小企業信用保険法の特例	全国

各支援施策の補足説明は、以下のとおりです。

区分	施 策 名	全国／県
	特記事項（県独自施策の場合は施策内容）	
	県内での問合せ先	

融資	① 信用保証の特例	全国
	（特記事項なし）	
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

融資	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県独自
	（対象者）計画承認を受けた中小企業者、組合等 （融資利率）責任共有：年 1.45%、責任共有外：年 1.3% （保証料）責任共有：年 0.4～1.5%、責任共有外：年 0.4～1.7% （融資限度額）設備：8 千万円、運転：5 千万円 （融資期間）設備：12 年以内、運転：10 年以内（いずれも据置 1 年以内） （保証人）法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による、個人：原則不要 （担保）取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による （申込先）最寄りの商工会議所、商工会等 ※ 別途、取扱金融機関、島根県信用保証協会の審査があります。計画承認は、融資実行を保証するものではありません。	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	③ 政府系金融機関による低利融資制度	全国
	（特記事項なし）	
	株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業）TEL 0852-21-0110 // 松江支店（国民生活事業）TEL 0852-23-2651 // 浜田支店（国民生活事業）TEL 0855-22-2835 株式会社商工組合中央金庫 松江支店 TEL 0852-23-3131 // 浜田営業所 TEL 0855-23-3033	

融資	④ 高度化融資制度	全国
	（特記事項なし）	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	（⑤ 小規模企業設備資金貸付制度の特例）	実施せず
	（※島根県では制度休止中につき実施していません。）	

融資	⑥ 設備貸与の特例	県独自
	<p>(対象者) 計画承認を受けた事業者 (利用限度額) 100万円～1億円(税込価格) (金利) 残金に対して年1.60%(通常年1.75%) (保証金) 設備価格の5% (償還期間等) 7年以内(6,000万円超の場合及び公害防止設備は12年以内)、据置1年以内の月賦均等償還 (保証人) 連帯保証人1名以上 (担保) 物的担保は原則不要 ※ 中古設備も対象となります(詳細をご確認ください)。 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、貸与実行を保証するものではありません。</p>	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5113 // 石見事務所 TEL 0855-24-9301	

投資	⑦ 起業支援ファンドからの投資	全国
	(特記事項なし) 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 TEL 03-5470-1672	

投資	⑧ 中小企業投資育成株式会社からの投資	全国
	(特記事項なし) 大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700	

補助	⑨ ISOシリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県独自
	<p>(対象業種) 製造業又は情報サービス業を営む者(製造業又は情報サービス業の分野での取得を目指す者) (対象経費) 専門家経費、審査登録に要する経費 (助成額) 対象経費の1/2以内で、1件当たり100万円以内 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、補助金の交付決定を保証するものではありません。</p>	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115	

補助	⑩ 事業承継新事業活動支援助成金	県独自
	<p>親族内承継支援枠</p> <p>(1) 体制整備型</p> <p>①概要：後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組</p> <p>②対象者：10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ※事業承継計画の策定が必要</p> <p>③事業区分助成対象</p> <p>○事業承継計画策定・実施事業：承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等</p> <p>○人材育成事業：体制強化に向けた幹部人材の育成経費等（研修経費等）</p> <p>④補助率 1/2</p> <p>⑤助成金上限額 100万円～200万円（1事業区分ごとに上限100万円）</p> <p>(2) 経営革新型</p> <p>①概要：後継者・後継予定者を中心として経営を革新する取組</p> <p>②2年前から10年後までの間に事業承継を行った又は行う予定の県内中小企業者 ※承継予定企業は事業承継計画の策定が必要</p> <p>③事業区分助成対象</p> <p>○事業承継計画策定・実施事業：承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等</p> <p>○新商品新サービス開発・収益力強化事業：商品開発、LP外変更経費</p> <p>○販路開拓事業：新事業活動に伴う販路開拓に要する経費（展示会出展等）</p> <p>○人材育成事業：新事業活動に必要な幹部育成に要する経費（研修経費等）</p> <p>④補助率 1/2 [経営革新計画の法承認を受けた場合は、2/3]</p> <p>⑤助成上限金額 100万円～300万円（1事業区分ごとに上限100万円） [経営革新計画の法承認を受けた場合、上限額100万円を引き上げ（最大400万円）]</p> <p>第三者承継支援枠</p> <p>(1) マッチングエントリー型</p> <p>①概要：第三者承継を促進するための取組</p> <p>②対象者：10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者で相手先を確保する取組 ※事業承継計画の策定は不要</p> <p>③事業区分助成対象</p> <p>○第三者承継促進事業：M&A 仲介料、着手金、企業価値診断経費等</p> <p>④補助率 1/2</p> <p>⑤助成金上限額 200万円</p> <p>(2) 体制整備型</p> <p>①～④は親族内承継支援枠と同上</p> <p>⑤助成上限金額 200万円～400万円（1事業区分ごとに上限200万円）</p> <p>(3) 経営革新型</p> <p>①～④は親族内承継支援枠と同上</p> <p>⑤助成上限金額 200万円～400万円（1事業区分ごとに上限200万円） [経営革新計画の法承認を受けた場合、上限額100万円を引き上げ（最大500万円）]</p>	

	<p>共通事項</p> <p>⑥助成下限額 総額10万円</p> <p>⑦助成期間 事業採択日の属する年度の2月末まで</p> <p>⑧実施機関：各商工会議所、各商工会及び中小企業団体中央会、 (公財)しまね産業振興財団</p>
	<p>窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団</p> <p>担当：県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室） 県西部県民センター商工労政事務所（商工振興課）</p> <p>※ 各機関の連絡先については、P9をご覧ください。</p>

補助	<p>⑪ ものづくり企業連携支援事業</p> <p>(事業目的) 地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図ることを目的としております</p> <p>(対象者と業種) 3社以上の中小製造業により構成される企業グループ</p> <p>(支援メニューと優遇措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ものづくりアドバイザー派遣（専門家派遣事業） 派遣回数の増加 通常派遣回数（企業毎に6回）＋グループ向け派遣6回 ○国際規格等取得促進事業 助成上限金額の増加 通常100万円→200万円 ○市場調査促進支援事業 助成上限金額の増加 通常50万円→200万円 ○革新型研究開発助成 助成上限金額の増加 通常500万円→1000万円 ※県内大学・高専等との共同研究上乘せ：通常300万円→500万円 ○専門展示会出展助成 助成上限金額の増加 通常30万円→90万円 	県独自
	<p>公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115</p>	

販路	<p>⑫ 販路開拓コーディネート事業</p> <p>(特記事項なし)</p> <p>中小企業基盤整備機構中国本部 経営支援部 経営支援課 TEL 082-502-6555</p>	全国
----	-------------------------------------------------------------------------------------------	----

販路	<p>⑬ 中小企業総合展への出展</p> <p>計画承認を受け、自社で開発した製品・サービス等で出展を希望される場合、出展審査等において考慮があります。</p> <p>中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL 03-5470-1525</p>	全国
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

特許	⑭ 特許関係料金減免制度	全国
	(特記事項なし)	
	中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課 特許室 TEL 082-224-5680	

海外展開	⑮ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	全国
	(特記事項なし)	
	株式会社日本政策金融公庫 松江支店(中小企業事業) TEL 0852-21-0110	

海外展開	⑯ 貿易保険法の特例	全国
	(特記事項なし)	
	株式会社日本貿易保険 営業第二部 TEL 03-3512-7670	

海外展開	⑰ 中小企業信用保険法の特例	全国
	(特記事項なし)	
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

4. 相談窓口（最寄りの商工団体）

・ 商工会議所

松江 0852-32-0505 浜田 0855-22-3025 出雲 0853-25-3710
 益田 0856-22-0088 大田 0854-82-0765 安来 0854-22-2380
 江津 0855-52-2268 平田 0853-63-3211

・ 商工会

まつえ北 0852-82-2266 東出雲町 0852-52-2344 まつえ南 0852-66-0861
 安来市 0854-32-2155 奥出雲町 0854-54-0158 雲南市 0854-45-2405
 飯南町 0854-76-2118 斐川町 0853-72-0674 出雲 0853-53-2558
 銀の道 050-3784-0955 川本町 0855-72-0123 美郷町 0855-75-0805
 邑南町 0855-95-0278 桜江町 0855-92-1331 石中央 0855-42-0070
 美濃 0856-52-2537 津和野町 0856-72-3131 吉賀町 0856-77-1255
 隠岐の島町 08512-2-1157 隠岐國 08514-2-0376 西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

- ・ 島根県商工会連合会 0852-21-0651（本所）、0855-22-3590（石見事務所）
- ・ 島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809
- ・ 公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部）、0855-24-9301（石見事務所）

5. 県の担当窓口（申請書提出先）

区域	担当	所在地	電話(上)・FAX(下)
東部 隠岐	商工労働部中小企業課 (経営力強化支援室)	〒690-8501 松江市殿町1 (県庁本庁舎2階)	0852-22-5288
			0852-22-5781
西部 (大田市、 邑智郡以西)	西部県民センター商工観光部 (商工振興課)	〒697-0041 浜田市片庭町254 (県浜田合同庁舎2階)	0855-29-5649
			0855-22-5306

制度の詳細い説明、申請書等のダウンロードは

→島根県中小企業課ホームページへ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien>

(※ lg はエル・ジーです)

経営革新 島根

検索

※ このしおりの内容は、平成30年5月現在です。支援施策の内容等は、その後、変更される場合もあります。